

会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を
公布する。

令和8年7月16日

墨田区長 山 本 亨

墨田区規則第45号

会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正
する規則

会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和２年墨田区規則第
３号）の一部を次のように改正する。

第１７条第１項中「当該会計年度任用職員」を「会計年度任用職員が、当該職員」
に、「公の職務の執行」を「裁判員、証人、鑑定人、参考人、被害者参加人等として
の国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署への出頭」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。